

# 納税が遅れると・・・

市税には、税目ごとに納期限が設定されています。これら市税を納期限までに納付しないことを滞納といいます。市税を滞納すると、納期限までに納めた人との公平を保つため、本来納めるべき税額のほかに延滞金もあわせて納付していただくこととなります。また、連絡(相談)がないまま納付いただけないと滞納処分(財産の差押、公売 など)を行うこととなります。

## 滞納処分に至るまで



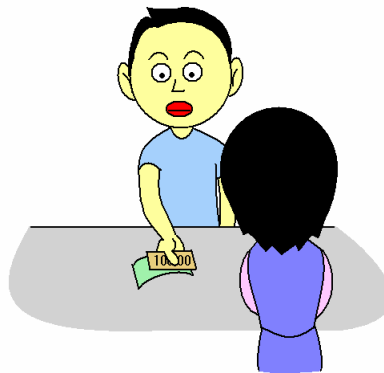
納期限までに納付



もし納期限までに  
納付しなかったら



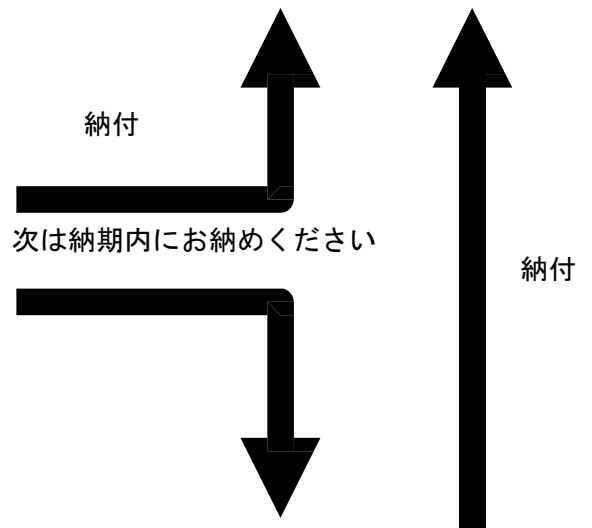
## 納付



市税は、納税者のみなさんが定められた期日(これを「納期限」といいます)までに、自ら納めていただくことになっています。指定金融機関等の窓口、又は口座振替で納付出来ます。納税窓口・納税方法・主な市税の納期については、「納付について」のページをご覧ください。

## 督促・催告

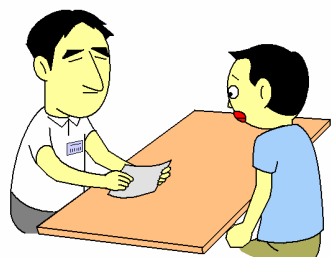
納税者に自主的に納税していただくために、督促状を発送するほか、文書や電話などによる納税の催告を行います。納期限を過ぎると、本税のほか、督促手数料及び延滞金(※)が加算されます。



そのまま  
ほっておくと...



## 納税相談



執務時間中は常時納税相談を受付けていますが、日中は都合がつかない方のために夜間の相談も行っています。納付が困難な事情がある場合は、そのままにせず、遠慮なくご相談ください。

夜間相談について

[受付日時] 毎週木曜日 午後5時15分から午後7時まで(祝日・年末年始を除く)

[場所] 市役所納税課



約束どおり履行されない、  
あるいはまとまった財産があれば...

## 滞納処分

市税の滞納処分の強化に取り組んでいます!

地方税法・国税徴収法に基づき、金融機関、勤務先、取引先等に対し調査をし、滞納者の不動産(土地・建物)、預金、給与、生命保険等の債権、動産(自動車・電化製品・骨董品等)を差し押さえ強制徴収します。



※

(督促手数料)

納期限を過ぎた場合、督促状を発送し未納であることを通知します。

督促状 1 通につき 50 円の督促手数料がかかります。

(延滞金)

納期限までに市税が完納されないときは、その翌日から完納の日までの期間の日数に応じ税額に年14.6% (納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%) の割合を乗じて計算した延滞金が加算されます。ただし特例基準割合 (租税特別措置法第93条第2項の規定により財務大臣が告示する割合 (各年の前々年の10月から前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合) に年1%の割合を加算した割合) が年7.3%に満たない場合、当該特例基準割合に年7.3%を加算した割合とし、納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、当該特例基準割合に年1%を加算した割合 (年1%の割合を加算し、年7.3%の割合を超える場合は、年7.3%の割合とする) を乗じて計算した延滞金が加算されます。この場合、日割りの計算をするときは閏年についても365日/年として計算します。